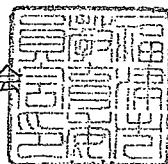


2福教総第 73号
令和2年5月21日

福津市長 原崎 智仁 様

福津市教育委員会



教育長 柴田 幸尚

委 員 青木 一乗

(教育長職務代理者)

委 員 藤井 史子

委 員 半澤 佳子

委 員 今村 尚敏

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第28条第2項の規定に基づく教育財産の取得に係る申出について

標記の件について、下記のとおり申出いたします。

記

○ 福間中学校区（福間中学校、福間小学校、福間南小学校）の過大規模校対策として、教育委員会が当該校区内に中学校を新設する提案に対し、その方針決定及び教育財産取得のための予算措置を早急に講じられますよう改めて申出いたします。

【理由】

福間中学校区（福間中学校、福間小学校、福間南小学校）の過大規模校への対策として、児童生徒数の推計状況を踏まえ早期の開校を必要とする事業期間、今後の学校運営や学校施設長寿命化事業など中長期的な財政状況、コミュニティ・スクールの発展期において小中一貫制度を導入することにより更なる教育効果を期待することができるなど、総合的かつ合理的に考慮、判断して当該中学校区内に中学校を新設する提案（以下「教育委員会案」という。）をした。

庁議等々の協議を経る過程において、最終的に当該中学校区外に小学校を新設する提案（以下「代替案」という。）を受けたところである。代替案は、福間中学校への対策とはなり得ないこと、多くの地区で校区変更を強いることとなり児童、保護者への負担が大きいこと、複数の中学校に進学することとなり小中一貫への取組に向けて難しさがあること、コミュニティ・スクールを支える仕組みである郷づくりの区割変更に係る調整が生じること、これまで推進してきたコミュニティ・スクールという強みを継続して活かすことができないことなど、教育効果の向上を期待することが厳しいものと考えられる。

また、教育委員会案に対する安全性に係る懸念に対しては、技術的対応により対処することが可能と判断することができ、教育委員会案自体が著しく考慮に欠けている、あるいは、著しく不合理なものではないと判断している。

一方で、教育委員会案の中学校新設に係る概算費用が約 54 億円であるのに対し、代替案の小学校新設に係る概算費用は約 46 億円である。本市において厳しい財政状況であることを認識し得る中で、更に財政負担が増えることになるものの、今後の本市小中学校教育において先駆的な役割を果たすことはもちろんのこと、更なる教育効果を期待することができる教育委員会案にて早急の方針決定及び予算措置を求めるもの。

【参考資料】

●地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）

（教育財産の管理等）

第 28 条 略

2 地方公共団体の長は、教育委員会の申出をまって、教育財産の取得を行うものとする。

3 略